

令和4年度第2回鶴ヶ島市学校給食センター運営委員会会議次第

日 時：令和4年11月9日（水）
午後3時～

場 所：鶴ヶ島市学校給食センター
2階会議室

1 開会

2 議事

議案第1号 学校給食費の改定について

3 その他

4 閉会

(案)

令和4年11月9日

鶴ヶ島市教育委員会
教育長 松井克彦様

鶴ヶ島市学校給食センター運営委員会
会長 久保吉則

学校給食費の改定について（答申）

令和4年8月31日付け、鶴給セ第111号で諮問のあったこのことについて、鶴ヶ島市学校給食センター運営委員会において審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 学校給食費の改定額

令和5年度以降の小・中学校の月額为学校給食費を平成26年度からのものと比較して10%から12%程度値上げすることが適当である。

2 改定の理由

現在の学校給食費は、平成26年4月に改定され、その間、基本物資である米飯・パン・めん・牛乳の価格上昇により副食費は毎年減額せざるを得ないが、その副食に係る食材価格も上昇している。また、文部科学省の学校給食摂取基準の改定により、エネルギー量等の増加も必要とされている。

こうした状況を総合的に勘案した結果、現行の学校給食費では、安心安全な栄養バランスのとれた魅力あるおいしい給食の提供が困難であり、児童生徒の健やかな健康を維持するために、一層充実した献立内容が望まれることから、1のとおり改定する必要があるとの結論に至った。

3 附帯意見

- (1) 物価高騰対策等の国の動向を注視しながら、保護者の急激な負担増とならないよう、適切な対応をお願いしたい。
- (2) 学校給食費の額については、食材価格の物価上昇を鑑み、概ね3年ごとに適正であるか検討をお願いしたい。

資料

○食材費の高騰を受けた学校給食の提供に係る対応について**1 現状****○ 物価高騰下における学校給食費の現状**

市では、平成 26 年度に給食費の改定を行って以来（消費税 5%→8%に伴うもの。平成 21 年度に食材の値上がり等に伴う改定あり。）、9 年間にわたり給食費の改定を行っていません。仮に、平成 26 年度と同じ内容の献立を令和 3(4)年度の単価で作ったとすると、食材料単価は約 12(15)%上昇しています。この間、保護者負担が生じることのないよう、献立の工夫やデザート回数を減らすなどの工夫により給食の提供に努めてまいりました。

○ 新型コロナウイルス感染症及びロシアのウクライナ侵攻の影響

また、昨今のコロナ禍における経済活動の低迷による消費者物価等への影響、ロシアによるウクライナ侵攻等により小麦粉や油などの食材料価格が高騰しており、今後先行き不透明な中、栄養基準を満たした学校給食の提供が難しくなっています。

2 課題**○ 栄養バランスの取れた安心安全な学校給食を安定的に供給することが困難**

現状の学校給食費では、野菜、小麦粉等の物価上昇に対応しきれず、栄養基準を満たした安心安全な学校給食を安定的に提供することが困難なため、給食費の改定が必要な状況です。

3 学校給食費に係る基本的な考え方**○ 栄養量の確保、食育の充実、急激な負担への配慮**

食材費の高騰にあっても、学校給食の目標である適切な栄養の摂取や望ましい食生活を養うことができる献立づくりを基本と考えます。

また、学校給食法に基づき、給食費については、急激な負担とならないよう配慮しつつ、引き続き保護者負担を基本的な考え方として対応を図ります。

4 令和5年度学校給食費の改定（案）について

○ 現在の学校給食費

	年間の学校給食費	1食単価
小学校	45,650円 (4,150円/月×11箇月)	240.26円
中学校	52,800円 (4,800円/月×11箇月)	282.35円

○ 改定後の学校給食費

(案1)

	年間の学校給食費	1食単価
小学校	48,400円 (4,400円/月×11箇月) (年2,750円増額) (月250円増額)	254.74円 (+6.0%) (14.48円増額)
中学校	57,200円 (5,200円/月×11箇月) (年4,400円増額) (月400円増額)	305.88円 (+8.3%) (23.53円増額)

(案2) H26→R3

	年間の学校給食費	1食単価
小学校	50,600円 (4,600円/月×11箇月) (年4,950円増額) (月450円増額)	266.32円 (+10.8%) (26.06円増額)
中学校	58,850円 (5,350円/月×11箇月) (年6,050円増額) (月550円増額)	314.71円 (+11.5%) (32.36円増額)

(案3) H26→R4

	年間の学校給食費	1食単価
小学校	52,250円 (4,750円/月×11箇月) (年6,600円増額) (月600円増額)	275.00円 (+14.5%) (34.74円増額)
中学校	60,500円 (5,500円/月×11箇月) (年7,700円増額) (月700円増額)	323.53円 (+14.6%) (41.18円増額)

○ 1食あたり献立単価の試算

(平成26年度時と令和3年度比較)

小学校

年度	1食単価	内訳		
		主食	牛乳	副食
平成26年度	240.26円	57.55円	50.25円	132.46円
令和3年度(試算)	269.06円	61.24円	52.97円	154.85円
上昇率	12.0%	6.4%	5.4%	16.9%

中学校

年度	1食単価	内訳		
		主食	牛乳	副食
平成26年度	282.35円	68.99円	61.97円	151.39円
令和3年度(試算)	316.45円	73.30円	65.37円	177.79円
上昇率	12.1%	6.2%	5.5%	17.4%

(平成26年度時と令和4年度比較)

小学校

年度 (4月~6月)	1食単価	内訳		
		主食	牛乳	副食
平成26年度	240.26円	57.55円	50.25円	132.46円
令和4年度(試算)	276.26円	61.22円	53.41円	161.63円
上昇率	15.0%	6.4%	6.3%	22.0%

中学校

年度 (4月~6月)	1食単価	内訳		
		主食	牛乳	副食
平成26年度	282.35円	68.99円	61.97円	151.39円
令和4年度(試算)	324.84円	73.31円	65.92円	185.61円
上昇率	15.0%	6.3%	6.4%	22.6%

(参考①)

○ 学校給食の運営に要する経費

経費区分	負担区分	法的根拠	備考
人件費	設置者	学校給食法第11条第1項 同法施行令第2条第1項第1号	
施設設備費	設置者	学校給食法第11条第1項	
修繕費	設置者	学校給食法第11条第1項 同法施行令第2条第1項第2号	
光熱水費	設置者又は保護者	学校給食法第11条第2項	本市では設置者負担
食材料費	保護者	学校給食法第11条第2項	学校給食費

○ 学校給食費の額

区分	年間基準回数	年額	月額	1食当たり
小学校	190回	45,650円	4,150円	240.26円
中学校	187回	52,800円	4,800円	282.35円

○ 消費税改定の変遷

変遷	消費税率
平成元年(1989年) 4月～	3%
平成9年(1997年) 4月～	5%
平成26年(2014年) 4月～	8%
令和元年(2019年) 10月～	10% (軽減税率対象物8%)

○ 給食費改定の変遷

区 分		年 額	月 額	1 食	備 考
S 5 5 . 1 0	小	30,800 円	2,800 円	円	
	中	38,500 円	3,500 円	円	
S 6 0 . 9	小	34,100 円	3,100 円	189 円	
	中	41,800 円	3,800 円	238 円	
H 4 . 4	小	38,500 円	3,500 円	213 円	
	中	44,000 円	4,000 円	251 円	
H 2 1 . 4	小	44,000 円	4,000 円	231 円	・ 食材料の値上がり分、食の安全の推進、2 学期制を踏まえた年間予定回数増に対応。
	中	51,150 円	4,650 円	273 円	
H 2 6 . 4	小	45,650 円	4,150 円	240 円	・ <u>消費税の5%から8%への改正に併せ、相当分を引き上げたもの。</u>
	中	52,800 円	4,800 円	282 円	

○ 改定後の学校給食について

- ・ 学校給食摂取基準に基づき、多様な食材を使用しながら、成長期に特に必要とされるカルシウムや鉄分、食物繊維を安定的に提供できる献立になります。
- ・ 行事食やセレクト給食などの実施が可能となり、食育の推進を図ることができます。
- ・ 地産地消や安全性をより重視した食材の選定が可能となります。